諮問庁：法務大臣
諮問日：令和７年８月２９日（令和７年（行個）諮問第２３６号及び同第２３７号）
答申日：令和８年１１月６日（令和８年度（行個）答申第２１２号及び同第２１３号）
事件名：本人の領置金使用明細書の不開示決定（適用除外）に関する件
本人に係る特定事案について決定された文書の不開示決定（適用除外）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報１」及び「本件対象保有個人情報２」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第５章第４節の規定は適用されないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

法７６条１項の規定に基づく各開示請求に対し、令和７年３月１３日付け高管発第３１６号及び同第３１７号により高松矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。なお、意見書は、諮問庁に閲覧させることは適当ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

（１）原処分１（諮問第２３６号）の関係

保有個人情報の開示をしない決定に対して、

開示をしないこととした理由　法１２４条１項に該当とした事が理由としたが、特定年月日Ｃ着特定高等裁判所より即時抗告事件として原審特定地方裁判所特定事件番号Ａで抗告人代理人からの疎乙〇号証及び疎乙〇号証、又、特定地方裁判所特定事件番号Ｂ、特定事件番号Ｃにても疎乙〇号証、疎乙〇号証として、私の作業報奨金、領置金の明詳書が提起・提出されている。国側には開示を一方的に認め、特定の立場にある

者には開示をしないのは違法であり、法にも反している不当である。
公平な平等な事がされていないのに受け入れ認める事はできない。
憲法１１条、１４条、１７条、３２条に反している事を法務省がする事、差別である。この事より開示を求める審査を求める。
国側は自分達の都合のいいように刑事施設及び管区に指示をし、私の個人の領置金、報奨金の数年間の明詳を出し公権力により高等裁判所よりの判決を導き出し　特定の立場にある者の私には　同様同等の明詳書を開示しない
これが正しいと言えるのか　これは正しく　不公平、不平等、であり、違法と言えるものである。一方の国に出し、国民の私に出さない　私は今も納税しているので堂々と言える。この判決に恥を知りなさい。
証拠は手元にあるので、何時でも出せる。

（２）原処分２（諮問第２３７号）の関係

保有個人情報の開示をしない件に対して
開示をしない理由　法１２４条１項に該当とあるが、特定刑事施設審査会にて私が特定行為をしたと認定をし　不当懲罰になった事で訴えるのに必要な事を明かすのに絶対に必要な証拠である。何を根拠にしたのか。所内で適当な誤魔化し隠蔽が考えられ虚偽公文書の作成がある。証拠として絶対に必要であり　私、自身の証しの為である。出さないのは所内に非があるからである。事実を知る権利は受刑者にもある
従って開示を求める。
この虚偽を明かし世間に知らしめる施設の暴圧、暴虐を。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　原処分１（諮問第２３６号）の関係

（１）諮問第２３６号に係る審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和７年２月２５日受付保有個人情報開示請求書により本件対象保有個人情報１の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象保有個人情報１は刑の執行等に係る保有個人情報であることから、法１２４条１項の規定により、開示請求等の規定が適用除外とされているとして、その全てを不開示とする決定（原処分１）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分１を取り消し、本件対象保有個人情報１の開示を求めていると解されることから、以下、本件対象保有個人情報１の同項該当性について検討する。

（２）本件対象保有個人情報１の法１２４条１項該当性について

ア　開示請求等の諸規定の適用の除外について

法１２４条１項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報（当該裁判又は刑の執行等を受けた者に係るものに限る。）については、法第５章第４節が定める開示等の諸規定を適用しない

旨を定めている。これは、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、個人の前科等が明らかになるなど、未決拘禁者、受刑者等の立場で刑事施設等に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上の問題となり、その者の不利益になるおそれがあることから、開示請求等の諸規定の適用を除外することを趣旨としているものである。

イ　本件対象保有個人情報１について

本件対象保有個人情報１は、特定の個人が法令に基づき刑事施設に収容されている、または収容されていたことを前提として作成又は取得されるものであって、これを開示することによって、特定の個人が特定の立場で刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかになるため、法１２４条１項の規定に基づき、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報に該当するものとして、開示請求等の諸規定の適用は除外される。

（３）原処分１の妥当性について

以上のとおり、本件対象保有個人情報１は、法１２４条１項の規定に該当することから、開示請求等の規定を適用除外とし、その全てを不開示とした原処分１は妥当である。

２　原処分２（諮問第２３７号）の関係

上記１と同旨（ただし、「諮問第２３６号」を「諮問第２３７号」に、「本件対象保有個人情報１」を「本件対象保有個人情報２」に、「原処分１」を「原処分２」にそれぞれ改める。）。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

①　令和７年８月２９日　　諮問の受理（令和７年（行個）諮問第２３６号及び同第２３７号）

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受（同上）

③　同年１０月６日　　審査請求人から意見書を収受（同上）

④　令和８年１０月３０日　　令和７年（行個）諮問第２３６号及び同第２３７号の併合並びに審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は法１２４条１項の刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報（以下「刑の執行等に係る保有個人情報」という。）に該当し、法第５章第４節の規定は適用されないと

して不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報に対する法第５章第４節の適用の可否について検討する。

２　法第５章第４節の規定の適用の可否について

（１）適用除外の趣旨

法１２４条１項は、「刑の執行等に係る保有個人情報」について、法第５章第４節の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科や逮捕歴等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者の不利益となるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求の適用除外とされたものであると解される。

（２）本件対象保有個人情報に対する法第５章第４節の規定の適用の可否について

本件対象保有個人情報は、上記第３の１（２）イ（上記第３の２において同旨）において諮問庁が説明するとおり、特定の個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことを前提として作成又は取得されるものであり、これを開示請求の対象とした場合には、特定の個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかとなり、受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報は、法１２４条１項により法第５章第４節の規定の適用除外とされる「刑の執行等に係る保有個人情報」であると認められる。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法１２４条１項の「刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法第５章第４節の規定は適用されないとして不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙

１　本件対象保有個人情報１

現在収容されている特定刑事施設での私（特定個人）の特定年月日Ａから特定年月日Ｂまでの領置金使用明細書を２部（検察用として、裁判所用として）を請求する。

２　本件対象保有個人情報２

特定刑事施設が保有する特定刑事施設で特定年月日時頃に特定会議室において開催された私に（特定個人）容疑を掛けられた特定事案に関しての「私の」内容に対して決定された文書と決定をされた内容の報告、説明書の全ての開示を求めます。公務員の会議決定事項にて必ずある。